

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公開番号】特開2019-181003(P2019-181003A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-78086(P2018-78086)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月29日(2019.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行なうことが可能な遊技機であって、

特定演出を実行する特定演出実行手段と、

前記特定演出よりも前に第1演出を実行する第1演出実行手段と、

前記特定演出よりも前に、前記第1演出とは異なる第2演出を実行する第2演出実行手段と、

前記第1演出及び前記第2演出とは異なる第3演出を実行する第3演出実行手段と、を備え、

前記第1演出の態様として、前記特定演出を示唆する第1態様と、前記特定演出を示唆しない第2態様と、があり、

前記第2演出の実行割合は、

前記第1演出が実行されて前記特定演出が実行されるときの方が、前記第1演出が実行されずに前記特定演出が実行されるときよりも、高く、

前記第3演出が実行されて前記特定演出が実行されるときと、前記第3演出が実行されずに前記特定演出が実行されるときとで、同じである、

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(1) 本発明に係る遊技機は、

遊技を行なうことが可能な遊技機(例えば、特徴部12AKを備えるパチンコ遊技機1など)であって、

特定演出(例えば、次回予告など)を実行する特定演出実行手段(例えば、演出制御基板12など)と、

前記特定演出よりも前に第1演出(例えば、アクティブ予告など)を実行する第1演出

実行手段（例えば、演出制御基板 1 2 など）と、

前記特定演出よりも前に、前記第 1 演出とは異なる第 2 演出（例えば、カットイン予告など）を実行する第 2 演出実行手段（例えば、演出制御基板 1 2 など）と、

前記第 1 演出及び前記第 2 演出とは異なる第 3 演出（例えば、役物演出、説明演出など）を実行する第 3 演出実行手段（例えば、演出制御基板 1 2 など）と、を備え、

前記第 1 演出の態様として、前記特定演出を示唆する第 1 態様（例えば、次回予告アイコン 1 2 A K 0 0 1 を付加する態様など）と、前記特定演出を示唆しない第 2 態様（例えば、次回予告アイコン 1 2 A K 0 0 1 を付加しない態様など）と、があり、

前記第 2 演出の実行割合は、

前記第 1 演出が実行されて前記特定演出が実行されるときの方が、前記第 1 演出が実行されずに前記特定演出が実行されるときよりも、高く（例えば、図 8 - 9 参照）、

前記第 3 演出が実行されて前記特定演出が実行されるときと、前記第 3 演出が実行されずに前記特定演出が実行されるときとで、同じである（例えば、図 8 - 9 参照）。